

# 第 1 回

## 経済環境小委員会会議録

平成 1 5 年 9 月 1 8 日 (木)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第1回 経済環境小委員会

日 時 平成15年9月18日(木) 午後3時

会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2階第1会議室

出席委員(9名)

委員長	井浪 清	木曾川町議会議員	副委員長	木村 貞雄	一宮市議会議員
委員	北岸 節男	尾西市議会議員	委員	大島千恵子	一宮市学識経験者
"	佐野 豪男	一宮市学識経験者	"	吉田 弘	尾西市学識経験者
"	上田 芳敬	尾西市学識経験者	"	五藤 和吾	木曾川町学識経験者
"	五藤 久佳	木曾川町学識経験者			

議事日程

1. 開会
2. 委員紹介
3. 経済環境小委員会委員長及び副委員長の選出について
4. 議題
  - (1) 報告事項
    - 報告経環第1号 経済環境小委員会の役割について
    - 報告経環第2号 経済環境小委員会のスケジュールについて
  - (2) 提案事項
    - 協議経環第1号 商工・観光関係事業について
    - 協議経環第2号 勤労者・消費者関連事業について
5. その他
  - ・経済環境小委員会の日程について
6. 閉会

森 輝義事務局長

皆様こんにちは。少し時間より早めでございますが、皆様おそろいですので始めさせていただきます。

ただいまから第1回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会経済環境小委員会を開催いたします。

私、今日司会を担当させていただきます事務局の森と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります前に、数点確認をさせていただきますと存じます。

まず、この小委員会の会議も本協議会同様、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程によりまして公開としておりますのでご了承願います。

次に、本日の出席状況ですが、委員総数9名のうちご出席が9名となっており、小委員会規程第6条第2項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、今回の会議の議事録の署名についてでございますが、第1回協議会にてご承認いただきましたとおり、小委員会については毎回会議録を調整し、後ほどお選びいただきます委員長さんにご署名をお願いいたしますことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

初回の会議でもございますので、本来ならお一人ずつ自己紹介をいただくところですが、次第をはねていただきました1ページの「委員長及び副委員長の選出について」下欄に委員名簿を掲載させていただいておりますので、この名簿をもちましてご紹介とかえさせていただきます。

次に、委員長及び副委員長の選出に移ります。資料1、1ページをご覧いただきたいと思っております。

小委員会設置規程第4条第1項に、「各小委員会に次の役員を置く。(1)委員長1名(2)副委員長1名」、同第2項に、「役員は、小委員会の互選により選出する。」とありますので、委員さんご協議の上お決めいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

北岸 節男委員

互選ということで、私の方から推薦を申し上げたいと思いますが、委員長に木曾川の井浪さん、副委員長に一宮の木村さんをご推薦申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

森 輝義事務局長

ただいま委員長を井浪木曾川町議会議員、副委員長を木村一宮市議会議員とのご推薦がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森 輝義事務局長

ありがとうございました。

それでは、委員長を井浪木曾川町議会議員さん、副委員長を木村一宮市議会議員さんをお願いすることに決定させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、井浪委員長さんと木村副委員長さんにおかれましては、前の方の席へお願いしたいと思います。

それでは、これ以降、小委員会規程第6条第3項に基づき、進行は会議の議長となりまず委員長さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

木曾川の井浪です。ただいま先輩の皆さん方がお見えになる中、経済環境小委員会の委員長に選任していただきましてありがとうございました。大役を仰せつかり、改めて身が引き締まる思いでございますが、精一杯務めさせていただきますので、どうかひとつご協力のほどよろしくお願いいたします。

過日の第1回目の協議会におきまして、事務局から、もう既に2,000を越す事務事業の調整作業が進んでいると、このように伺っておりましたが、私どものこの経済環境小委員会におきましては、ごみ処理の問題と産業振興という、こういうテーマでご協議していただくわけでございますが、これはいずれも地域が抱える重要な政策課題でございますので、生きていく上での根幹にかかわる問題でございますので、新しいまち、新市の将来像を見据えた協議のほどをよろしくお願いいたします。

また、これからの予定でございますが、来年の1月か2月には住民説明会を開催したいということでございますので、当委員会といたしましても12月ごろまでにはそれぞれ協議が整っていなければならないということでございますので、どうか与えられた責務を精力的にこなしていきたいとこのように思っておりますので、重ねてお願いいたしましてごあいさついたします。

ありがとうございました。

それでは早速進めさせていただきます。報告事項に入らせていただきます。

初めに、報告事項第1号、第2号でございますが、経済環境小委員会の役割、スケジュールにつきましては既にご理解いただいているものと思いますが、確認の意味も含めまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。それでは、お手元に配付させていただきました経済環境小委員会次第の方をご覧ください。はねていただきまして、2ページをお願い申し上げます。

経済環境小委員会の役割についてというページでございますが、この小委員会の担任する事項が記載されております。

(1)の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事項から、(13)のその他まで、たくさんございます。これを議論、協議していただいでご決定いただくということ

になってまいります。

参考といたしまして、小委員会規程の抜粋をつけさせていただきました。

第2条で、所掌事項といたしまして、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとするということでございます。

第3条の組織及び名称の中の別表をご覧いただきたいと思います。

経済環境小委員会、太枠で囲ってございますが、9名の委員さんでこれからご議論いただくということでございます。

次に、3ページでございます。

これは第1回の全体の協議会でお示したものでございます。1の合併の方式から25の新市建設計画に係る事項まで、候補としては25でございますが、この項目をそれぞれの小委員会に分割してご協議いただくというものを示したものでございます。

はねていただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

経済環境小委員会付託協定項目についてということでございますが、これは総務省の合併の手引き等から抜粋して調整方針をお示したものでございます。本協議会で必ずしもこの調整方針どおりといたしますか、こういった表現にはならないかもしれませんが、おおよその基本的な考え方ということでご理解を賜りたいと存じます。

例えば一番最初、8の農業委員会のことでございますが、農業委員会の委員についても任期等に関する特例が認められており、これらの特例措置の取り扱いについて協議するというようなことが書かれております。

同じページ、15の使用料、手数料等の取扱いでございますが、使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取り扱いを変更するような場合には、合併市町の発足と同時に新たな条例が施行されるよう準備を進めておかなければならないと書かれております。

それから5ページでございますが、重要な項目でございます。23-17のごみ収集運搬業務事業でございます。当面は現行のとおりとなることが多いが、新市町において速やかに一般廃棄物処理計画を策定し、体制を充実する必要があるというふうに書かれております。

はねていただきまして、6ページをお願い申し上げます。

23-20の商工・観光関係事業、それと23-21の勤労者・消費者関連事業。実は、今日、本日これを提案事項として後ほどご説明申し上げますけれども、商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一または類似する事業は、商工・観光振興を図るよう統合または再編することが適当である、あるいは勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から、施策等の推進に努めることが適当であるというふうなことが書かれております。

次に、7ページでございます。

今後の経済環境小委員会のスケジュールについてでございます。

左の方に協定項目欄がございます。農業委員会からごみ収集運搬業務事業あるいは環境

対策事業等が並んでおりますが、その横に矢印が書いてございます。これは矢印の始期がいつ協議を開始し、また矢印の終期がいつこの協議を終えるのかといったものを示したものでございます。これはおおむね事務局が考えた案でございますので、必ずしもこのとおりかどうかというのは協議内容にかかってくることと思えますけれども、おおよその目安としてこのような格好で考えております。

例えば、本日9月18日、商工・観光関係事業、勤労者・消費者関連事業を提案させていただいております。できますならば、10月17日、第2回の小委員会においてこれを協議、決定していただき、10月28日の全体の協議会に報告し、ご決定いただくというようなスケジュールでございます。

また、10月17日第2回にはごみ収集それから環境対策、農林水産関係、こういったものをご提案申し上げたいというふうに考えております。できれば、おおむね住民の方々に直結するような内容は、12月25日第4回の全体協議会にてご決定いただき、先ほど委員長からもお話がありました1月、2月に予定いたしております住民説明会にその決定事項をご説明していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

井浪 清委員長

ただいま事務局より説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

ご質問ございませんか。

報告事項でございますので、それではなければ進めさせていただきます。

ほかに質問がございませんので、この報告事項第1号、第2号につきましては、原案のとおり内容で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、提案事項に移りますが、ここからは個別の協定項目についての調整方針についての協議となりますので、第1回の全体の協議会の説明でありましたように、小委員会では原則提案事項として議案に上げ、ご質問等をいただきながら協議をいただいた上で、次回の小委員会で決するとされております。

それでは、協議事項第1号の協定項目23 - 20、商工・観光関係事業について議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。9ページをお願いいたします。

協議経環第1号、商工・観光関係事業について、協定項目第23 - 20でございます。

商工・観光関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

調整方針といたしまして、原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曾川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする、とさせていただきます。

別葉に付けさせていただきました協議附属資料、商工・観光関係事業をお願いいたします。横書きのものでございます。

はねていただきまして、1ページでございます。

最初の項目、1の項目で、企業立地促進事業となっております。これについては、一宮市企業の立地の促進に関する条例というのが平成14年に施行されまして、一宮市においては区域内の事務所の新設または増設を行う事業者に対し奨励措置を講ずることにより、企業の立地の促進、産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用の拡大を図るというものでございます。これについては、尾西市、木曽川町に同じ事業はございませんので、調整方針としては合併時に一宮市の制度にあわせるというふうにさせていただきました。

内容を簡単にご説明申し上げます。少し字が細かく、詰まっております、見にくくて申しわけありませんが、まず、基本となる適用要件といたしまして、事業所要件。条例で規定するとなっておりますが、この事業所というのは物品の製造、加工または修理に係る事業、流通事業、ソフトウェア事業、情報処理サービス業等でございます。

次に、投下固定資産総額要件。投下固定資産総額というのは、土地、家屋、償却資産のことでございます。これが条例で規定する額以上、条例で規定する額というのは5億円でございます。ただし、中小企業については1億ということでございます。

3の雇用要件といたしまして、これも条例で規定する人数というのは10人でございます。ただし、中小企業においては5人ということでございますので、よろしく願い申し上げます。

これらの要件を満たしたものについて、1の立地促進奨励金、2の高度先端産業立地促進奨励金等が措置されるというものでございます。

はねていただきまして、項目2の融資制度をご説明申し上げます。

1の金融対策事業といたしまして、(1)一宮市開業資金融資制度。これは市内で新規事業を開業する場合に、運転及び設備資金として融資されるものであります。1,000万以内、2年以上7年以内という期間でございます。利率は年1.4%でございます。

次に、(2)一宮市小口事業資金融資制度でございます。これは従業員50人以下の企業を対象として、運転資金の用途でお貸しするものであります。200万円以内、2年以上5年以内、1.4%でございます。これについては、一宮市単独と申しますか、一宮市のみでございまして、尾西市、木曽川町にはございません。調整方針を見ていただければわかりますように、合併時に一宮市の制度にあわせるということでございますので、合併後の新市全域に広げるというものであります。

次に、2の県市協調制度でございます。

これは(1)の商工業振興資金融資制度、の通常資金あるいはの特別小口資金ということで、これは2市1町同じ事業を行っておりますので、調整方針は一宮市の制度にあわせるとなっておりますけれども、今後も継続して新しい市においてもこの融資制度は続けていくということでございます。

3ページになりますと、その融資制度の原資となります基金の預託について書いてござ

います。

例えば一宮市の(1)の商工業振興資金8億円を銀行に預託いたしております。これについては尾西市は2億円、木曾川町は7,800万円でございます。また、それ以降いろいろ種類はございますけれども、それぞれ預託しているということでご理解いただきたいと存じます。

次に、3の中心市街地活性化事務でございます。

これについては、一宮市で平成12年3月に、中心市街地活性化基本計画というのを策定いたしており、これに基づいて推進協議会を設立し、中心市街地の整備改善及び商業等の活性化に向けて検討をなされているところであります。これもご覧のとおり、尾西市、木曾川町の方では策定をされておられません。調整方針といたしましては、合併時に一宮市の制度にあわせるということでございます。現在の一宮市中心市街地基本計画を新市においても継続するという協議をさせていただきました。

はねていただきまして、項目4の繊維対策室事業でございます。

これについては、ご覧のとおり尾西市でのみ行われている事業であります。尾西市においては、平成12年より、繊維産業の経営合理化と発展に寄与するため、繊維産業に関する調査研究、相談業務を行い、経営安定と経済環境への適用を図るという目的で実施されております。

これについては、調整方針といたしまして、新市において一定期間内に調整するという表記になっております。2市1町でこのまま尾西市、旧尾西市のみで続けるのか、2市1町に広げるのか、これは新市において調整するというご理解いただきたいと思えます。

ただし、尾西市において平成16年度以降、繊維対策室を中小企業全体の総合相談窓口にされるという予定でありますので、この形態で新市においてどうするのか、新市において調整されるものであるというふうにご理解をいただきたいと存じます。

次に、5の観光協会でございます。

これは、一宮市観光協会というのがございまして、負担金として14年度でございますが、830万余の負担金によって事業を展開しているというものであります。これも調整方針を見ていただければ、尾西市、木曾川町には観光協会ございませんので、合併時に一宮市の制度にあわせ、現行観光協会で実施している事業に加え、尾西市、木曾川町の事業も実施していくというような調整方針になっております。

次に、6の観光イベントでございます。

一宮市においては、おりもの感謝祭一宮七夕まつり協進会と団体名がなっておりますが、七夕まつりということでございます。それと一宮市民花火大会でございます。尾西市においてはあじさいまつり、尾西市・羽島市花火大会、びさいまつり、冬の夜の電飾祭り。木曾川町においては一豊まつり、それぞれ独自で祭り、イベントを実施しておりますが、調整方針をお願いしたいと思えますが、イベントについては内容、地域性等を考慮し、新市において類似したもので、統合が可能なものは統合、市町独自で特色のあるもの



は存続する方向で検討調整するとなっておりますので、現時点においては、このイベント、祭りについて、新市においてもそのまま実施していくという調整方針でございます。

はねていただきまして、6ページでございます。

他の先進合併都市の商工・観光関係事業の調整方針の書きぶりを載せさせていただきました。それぞれ市町独自で記載されておりますけれども、また、参考までにご覧いただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

井浪 清委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、商工・観光事業についての説明がございましたが、何かご質問等、意見等ございましたらお願いいたします。

木村 貞雄副委員長

では、私からちょっと意見を申し上げますが、この1番の企業立地促進事業は、これは一宮市のみが進めているわけでございますが、調整方針では、新市の合併したときにおきまして制度をこうなっていくといいようなことが書いてありますが、やはりこれは尾西市も、木曾川町さんも、いろいろまたご意見があろうかと私は思いますので、その時点でまた各委員と協議を持っていただくというのは、やはり市長が初めから言ってみえますように、対等の精神でやるということでございますので、どうかそういう精神で十分に考えていただきたいということを意見として申し上げておきます。

井浪 清委員長

ほかにご意見等ございますか。

五藤委員。

五藤 和吾委員

観光イベントの件ですね。

井浪 清委員長

何ページですか。

五藤 和吾委員

ここには観光イベントとして、木曾川町一豊まつりというのが載っておるわけですが、木曾川町は一豊公の出生地だというようなこともあって、これは20年続けておるイベント、一番大きなイベントになるわけですね。だから、これはぜひひとつ続けていただきたい。文化伝統を守る意味においても、これはぜひひとつお願いしたい。先ほど事務局からそんな話をちょっと耳にいたしましたけれども、改めてお願いしておきます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

事務局。

伊神 正文事務局課長

調整方針にも書かさせていただいておるとおり、市町独自で特色のあるものは存続する

方向ということを明記させていただいております。委員さんおっしゃった一豊まつり、木曾川町の伝統ある祭りでございますので、新市においてもそのまま継続する、存続するという方針でございますので、よろしく願い申し上げます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにご質問等ございますか。

北岸委員。

北岸 節男委員

一宮市にあって、尾西市や木曾川町に制度としてないという制度が幾つかあるわけですが、これを仮に新しい市ができたとしたら、その全域に広げると。正直な話、一宮市がこの条例案を設置されたときは、それなりの要請があって、経緯があってということだったと思うんですが、この資料で見るといつ設定されたものであるかとか、この条例が設定されるに至って、どういう要請だとか、議論がされたのかということがわかりませんものですから、なかなか判断に困るなというふうに思っております。その辺の基礎的なこともお教えいただくとありがたいと思いますし、企業立地促進事業なんかの実績なんかも教えていただくとありがたいなと思います。

それと融資制度なんかでも、独自の融資制度をやっているんですけども、一宮市では。これも実績が書いてないんじゃないかと思っておりますけれども、正直な話、国県の制度等それを補完する多分内容なんだろうなというふうに推測はいたしますけれども、よくわからないというのが実態でありますので、一概にどうこうせよという判断は下せないと思うのですが、調整方針としては一宮市の制度に合わせるということが示されております。ですから、ある種必然みたいなものをもう少し説明していただかないと判断ができません。

これは当然ですけれども、3項目目の中心市街地活性化事務も同じことじゃないかと思っておりますけれども、尾西市も、木曾川町も、中心市街地活性化というような、今まで案として出してこなかったということで空白になっているわけですが、これだけ見せられますと、一宮市の中心市街地の活性化、当然図っていただくのは大いに結構でありますけれども、そのほかどうしようというんだというのは、正直な話、ここは議論の場ではないのかなというような気がしてしまうんですね。それは新市建設小委員会の方でやるべきことかなという気もいたしますが、その辺は皆さんどうお考えになるかということもお伺いしておきたいなというふうに思います。

とりあえずそんなところをいろいろ疑問に思ったりいたしました。

井浪 清委員長

事務局、いいですか。

伊神 正文事務局課長

それではお答えさせていただきます。

まず1の企業立地促進事業でございますが、これは平成14年4月1日に施行された条例

でございます。この背景といたしまして、一宮市は、尾西市、木曾川町もそうでありますが、繊維産業を基幹産業として今まで発展してまいりました。しかしながら、昨今の繊維産業というのはどうもなかなかかばかしくない。一宮市の総合計画においても複合産業都市を目指すというようなことが書かれておりまして、新たな産業の育成、誘致というのが喫緊の課題であるという概念のもと、策定されたものであります。

次に、2の融資制度であります。1の開業資金の融資制度の実績というのは、申しわけありません、3ページでございますが、3ページの(2)一宮市開業資金、ここで平成14年実績、3件、970万円、小口資金が11件の1,810万円というふうに書かれております。

次に、中心市街地の活性化事務でございますが、これはご指摘のとおり、一宮市のあるエリアを指定してつくられた計画であります。ちなみにこれは一宮駅を中心とした約180ヘクタールを今後どのように活性化していくかという計画でございますので、合併時に一宮市の制度に合わせるという表記をされたものの、新たに尾西市、木曾川町の中心地を対象としてこの活性化を図っていくとなれば、新たな計画づくりを必要とされるというものでございます。これをどうするかというのは、新たな市になって、経済部管轄の方で議論されていくものではなかろうかというふうに考えております。

また、1の企業立地促進事業でございますが、平成14年度実績1件でございます。

以上でございます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

北岸委員さん、答えが十分じゃないような気がするが、いいですか、これで。

北岸 節男委員

非常に難しいことなんですけれども、今の実態の2市1町のすり合わせということで、現実に俎上にもう上がっているその事務を自覚しなさいということだけであるならば、これに関して何も申し上げることは実はないんですけれども、それだけの作業をやっていればいいというふうに思えない部分も多少抱えるわけですね。

例えば中心市街地活性化事務、合併の際にこれを機会としてとらえてですよ、新しい構想なり何なりを2市1町に共通する、2市1町をベースにしたもので考えるという案を出さないと、私は尾西市の人間としまして全く夢がないんじゃないかという気がいたします。それはこの場での協議ではありませんよというふうになれば、それはそれで構わないんです。ただそれがどこかの場に出てこないことにはですよ、正直な話、私たち尾西市民から、例えば商店街なんかどうなるんだとか言われたときに、これは、いや、実は今のところ、新しく市が合併された時点でしか新たな計画が出てきませんよというようなことでは、少し困るんじゃないかという気がいたしますけれども、木曾川町さんなんかはそれなりにまたお考えだろうと思いますが、私はそんな気がするんですけど、いかがでしょうか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

委員さんのおっしゃることもよくわかります。しかしながら、この小委員会の所掌事務といたしましては、この事務事業のすり合わせは、先ほど冒頭のところで、報告事項で申し上げました経済環境小委員会の担任する事務ということで、これらの協定項目をご協議いただくものというふうに考えております。新しい市の経済政策あるいは商工、商店街の発展、これらについては新市建設計画作成等小委員会、こちらの方でその新市建設計画をご検討いただく中で議論されるものであるというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

わかりました。

北岸委員さん、そういうことでございますので、ここはひとつ。

北岸 節男委員

事務方としてはまさに私もそのとおりだと思うんですよ。けどそれだけでいいのかなというところが、多分皆さんに少しずつ残ってしまうと思うんですね。その部分を、じゃ、この場は違いますよと言われたら口を閉ざさざるを得ないんですね。なかなか難しいですけども、その説明はよくわかります。それはそれでそのとおりだろうとは思いますが、ない制度だから、ない制度はそのままある制度を受け入れなさいと。それは、実は一見もっともなように私は思いますが、制度をつくる時に必然性を要するに一定の盛り上がりがあって、おつくりになったんですね。おつくりになった、その制度はそれでよしいが、持っていないところはそういう盛り上がりは実はなかったということですよ、はっきり言って。それはですね、じゃ、そのまま適用していいのかというのは、無論議でいいのかということが一つ残りはしないかなという気がするんですよ。これはいい制度だから、例えばじゃ、新しい市ができたときにそのままそれでいきましょうだけでいいのかということです。私たちはその財源の裏づけなんかのことも検討しておりますよ、これ。それは正直な話、そういったことを無視して進めちゃうのは、責任としていかなものかなという疑問が多少残っちゃうんですよ、私には。それだけなんですけれど。

井浪 清委員長

事務局、課長さん。

伊神 正文事務局課長

確かに建設計画の作成の小委員会にそういった将来性、将来の方向性等はゆだねられるということでお答えさせていただきましたけれども、この小委員会で議論されたことは、全体の協議会の中で報告がなされます。それで、この小委員会制度の一番の隘路というのは、今北岸委員おっしゃったように、そのテリトリーを固められた、小委員会でそのジャンルのみ議論するということが一番の隘路だというふうには思います。ですから、その範疇以外のものは上げないのかということについては、全体の協議会でその小委員会の報告を受けてご意見をおっしゃっていただければというふうに考えております。

それともう1点、財源の問題でございますが、確かにその考えでございます。この費用に一宮の制度を全市に広めて財源的にいいのかという議論は多々あるかと思えますけれども、ただ、この経済分野だけの財源というわけにはまいりません。財源は新市の中の全体の財政運営がどうあるべきかというところで議論をされなければなりませんので、これについては今財政の分科会の方で財政シミュレーションをつくっておりますので、しかるべき時期にそれをお出しし、調整結果がこうなったときに財政計画、10年後、20年後こうあるといったものをお示ししながら、またご説明したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにご質問等ございますか。

どうぞ。大島さん。

大島 千恵子委員

4ページの最初にあります、8番にあります農業委員会のことなんですけど、一応特例法で決まっていることは、そういうことはよろしいんですけど、ちょっとお願いがあるんですが、私農業者でして、農業委員には大変興味がございます、どんな活動をされているかなということはここ数年興味はございましたが、なかなか顔の見えるそういう実態を見せていただけないような気がしておりますので、この機会にそういうちょっと農業関係の、あらゆる方面で農業にもっと助言していただけるような方とか、そういう人選ですね、人選をもうちょっと考えてほしいなということのを常々考えておりましたので、この機会にぜひそういうことを取り入れていただけたらなと。お願いというか、要望といたしますが、一言お願いしたいと思います。失礼しました。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

大島委員のご意見でございますが、この小委員会というのは農業委員さんの業務内容あるいは人選のことまでは私ども申し上げる立場にございません。ただ、今のご意見は私どもの農政担当の方に今後の一宮市の農業委員あるいは農政のあり方について、大島委員からこういった意見があったということは、私の方から伝えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

いいですか、大島さん。

大島 千恵子委員

はい、よろしくお願いいたします。

井浪 清委員長

はい、北岸委員。

北岸節男委員

今大島さんからおっしゃられたその意見なんかの論議も、これは項目の中には入ってくるんでしょう、いずれ。今何か、今持って帰って、役所の中で検討課題とさせていただきますという話だったけど、この予定表を見るとちゃんとここに乘っかっていますけれども、これは違うんですか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

私の言葉足らずでございまして、申しわけありませんでした。

農業委員さんについては、選挙で選出する農業委員さんについては、その定数及び任期の取り扱いということで、この場の協議事項となっております。ただ、大島委員さんおっしゃった意味合いは、農業委員さんの業務内容がよく見えてこないとか、農政にもっと力を入れてほしいというような内容であったというふうに、私理解いたしましたので、あのような発言をさせていただきました。

井浪 清委員長

そういうことでございますので、これは番外でございまして、ご理解をお願いいたします。

吉田委員さん。

吉田 弘委員

尾西の吉田です。実は、一宮市には観光協会がありまして、尾西市とか木曾川町は観光協会はつくっておりません。したがって、一宮市の観光協会の項目を見ますと、いろいろ書いてあるんですけども、尾西市は観光イベントのところでは4項目上げております。一宮市は2項目、木曾川町は1項目ですけど、この中で尾西市の、この観光協会じゃないんですが、商工会といたしまして、まだイベントをやっておるものがある。これ、今発言していかないと、あのときに言わなかったから、先ほど言われましたが、各項目の調整方針ではこのまま実施するんですけども、書いてないと、もう新しい市になりまして、これはだめだよと言われてはいけませんので、どこの項目に入れるかわかりませんが、尾西も秋にウォーキングを実施しております。もみじウォーキングといって、市内のいわゆる旧跡等をずっと7キロか8キロにわたってウォーキングを実施しております。そういう点も入れていただきたいなというように思うわけであります。

井浪 清委員長

事務局いいですか。もみじウォーキングだそうでございますが、いいですか、これ。

坂田 一光事務局課長補佐

ここでお出ししたのは、観光協会の団体が一宮市はある。尾西はない。木曾川はないということで、その中の観光協会の中身の事業をご紹介したわけでございます。今、おっしゃったのは商工会主体の事業だと理解しておりまして、ここで商工会の事業を書き上げるとまたちょっとバランス上おかしくなりますので、そういった事業があるのは承知しております。

井浪 清委員長

観光イベントの中に入てはいけないの、これ。

坂田 一亮事務局課長補佐

観光イベント、これもどちらかという市が中心になってかかわってくるんですね。

井浪 清委員長

今の吉田さんの商工会。

坂田 一亮事務局課長補佐

商工会だと。

井浪 清委員長

わかりました。

いいですか、吉田さん。

吉田 弘委員

この下の方のあじさい祭りとか、冬の夜の電飾祭り、これも商工会が主体でやってあるのが書いてあるんですから、こっちもそういうものを書いておかないとあれですから。

井浪 清委員長

事務局。

坂田 一亮事務局課長補佐

観光協会というところで理解したものですから申しわけございません。

観光イベントとしては、このほかにもいろいろあろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

井浪 清委員長

五藤委員。

五藤 和吾委員

商工会ということになれば、木曾川町も商工まつりとか、そういったイベントがあるんで、そこのところも頭に置いておいてもらわないと、その辺よろしくお願いします。

井浪 清委員長

五藤さん、ギンギラ市は今でもありますか。ギンギラ何とかいうの。

五藤 和吾委員

あれはまた別個に、商工会、発展会なんかでやって。銀座発展会それから総合発展会、連合発展会、こんなところがやっております。大きなイベントとしては商工会が一豊まつりと商工まつりに関わっております。

井浪 清委員長

いずれにしても事務局、こころあたりみんなつかんで見えますね。これに載っている、載っていないはともかくとして。

事務局、課長。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。今、両委員さんからご指摘のあったこととございます。これは言って

みれば一宮市もこの七夕まつり、花火大会しか書いてございませんけれども、商工会議所あるいは各団体の関連の祭り、イベントは、もうここに書ききれないくらいございます。原則としてここに細かい事業までは書いてございませんけれども、原則その市町独自で特色のあるものは継続していくということでご理解賜りたいと存じます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

吉田委員さん、そういうことでございますので、もみじウオーキングもちゃんとお記憶にあるそうでございます。

ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。上田委員さん。

上田芳敬委員

今、いろいろなイベントは原則として残していきますということの表現があったと思うんですけども、原則としてということなので、残さないという事業も出てくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺は逆に変な話ですけど、こう言ったらすごく語弊があると思うんですけど、こういった時期に、余り必要じゃないような事業がもしあれば、こういったタイミングでやはりそれはやめていく方向にした方がいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

今委員さんのおっしゃるとおりでございます、全体の協議会、第1回目の協議会のところで事務事業調整に係る基本方針というのを示させていただきました。この中では、住民の皆さんのサービス負担の向上の原則に立つ、地域特性、文化を重んずるというようなことを配慮するんだというふうに書かさせていただいておりますが、この下のところで、各市町で行っていた既存の事務事業を見直す好機でもある。新市の円滑な行財政運営が図られるよう、事務事業の整理、合理化を積極的に進めるということも記載いたしております。まさにおっしゃるとおりだと思いますけれども、しかしながら今こういった文化的な事業あるいはイベントについて、この際、例えば尾西のものを廃止し、木曾川もやめてしまおうといたしますと、なかなか住民感情からいって、合併の際につぶされちゃったというような思いがあるかと思っておりますので、とりあえずこれは存続させていただきまして、新市において、一宮と尾西の事業はこれ似てるよね、これは統合していったらどうだという意見は新市の議論を待ちたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

井浪 清委員長

北岸委員さん。

北岸節男委員

まさに上田さんの方からの提起を、私もお尋ねしようと思っていたんですが、まず、先



ほど森さんと言っちゃって、伊神さん、申しわけありませんでした。間違えました。

伊神さんの意見、もっとものように聞こえますけれども、実は、私はむしろ逆じゃないかという気がいたします。全部、最初その合併に向けて進むんだということで、あらゆる例えば各地のやっていること、正直な話、それひょっとしたら、例えば尾西でやっているイベントが無駄かもしれないなと思っている人、尾西にもたくさんいる。それをとりあえずのところは論議なしで、合併しちゃってからそれを存続するか、消滅させるかという論議した方がいいというふうに伊神さんおっしゃったんだけど、それは実は存続してほしいと願っている人から見ると、ペテンにかかったような気持ちに多分させられるんじゃないかという気がするんですよ。

過去の合併事例なんかを見てみますと、当初甘い言葉で合併を誘引しまして、合併した途端に二、三年過ぎるとなくしちゃうとかいうようなことがいっぱいある。それはもう批判の対象になっていっちゃうわけですよ。だからとりあえずのところ論議をしておかないと、私はまずいだろうなという気はいたします。ですから、しかし果たしてそれ、私が言っていることも、じゃ、妥当かという、非常に難しいんですね。

例えばここにびさいまつりが一つありますけれども、私がこんなことを言うと尾西の人にお叱りこうむるかもしれませんが、びさいまつりを始めて十数年になるわけですが、これは尾西市の郷土の伝統の祭りになり得るか、最初からずっと思っているんですが、私は正直な話否定的に思っているんですよ。もう出発する時点で、私はそんな考えでは郷土の伝統的、伝統化にならないよというような論議をした覚えがあるんですね。そんなこともあわせますと、新たに合併する前にそういった論議もしていけないと、もし仮に合併した後でびさいまつりはこの際やめましょうというようなことにしますと、びさいまつりを大いに盛り上げて一生懸命やっていこうと思っている人たちにしてみると、裏切り行為じゃないかというふうにとられかねないんですね。イベントはやはりそれぞれ全部、これは中身を我々もよく知ってですよ、お互いに。お互いによく知った上、これは存続させていく方向がいいだろうとか、まあなくしてもいいじゃないかとかいうようなことぐらいは、やはり論議していけないとまずいんじゃないかなという気はいたしますけれども、どうでしょうか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

おっしゃるとおりのこともあろうかと思えます。しかしながら、個々のイベント、祭りについては、それぞれの地域特性あるいは歴史がございます。先ほど五藤木曾川委員さんからお話がありました一豊まつりも、その一豊が木曾川町の出生であるということで、その歴史に裏づけられたお祭りである、あるいは一宮の七夕まつりは織物感謝祭、織維の神様に感謝するという歴史があり、嘗々と続いてきた祭りであります。これを事務方のそういったことも含めまして協議して、やはり伝統のそれぞれの文化あるいはイベントというのは消せないだろうというふうに協議いたした結果、この俎上に上がってきたものであり

ます。

よって、委員さんのおっしゃることもよくわかるのでありますが、この場で、個々の祭りの是非を問う、議論することが果たして可能かどうか、その背景等を考えますと甚だ難しいのではなからうかというふうに考えております。よって、大変申しわけありませんが、ここに書かさせていただきました調整方針でとりあえず取り扱いさせていただきます。ここでは先ほど北岸委員から異論のあったところでございますけれども、新しい市になって、新しい市の皆さんで、議会を含めた皆さんで議論していただいて、やはり統合した方がいいという意見が多ければ、統合していくべきではなからうかというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

吉田委員さん。

吉田 弘委員

これ発言したのが議事録に残ると思いますので、私がちょっとお願いして言いたいんですけれども、先ほど北岸委員さんが、びさいまつりというのは、おれは当時から反対であったと。

井浪 清委員長

これは例えばの話で出されたと思いますけれども。

吉田 弘委員

そうですけれども、私はこのびさいまつりというのはずっと前から織物まつりとしてやってきたのを、市民が総出で一緒にやろうということで大きなびさいまつりにして、自慢を言うわけではありませんが、本当にびさいまつりというのは商工会も中心でやっております、この付近でこれだけの大きな、大勢の人が出て、市民総出の祭りというのはこの付近ではないなというように、愛知県の商工会、71の商工会でもそういうふうに褒められておるんですから、ぜひこれはやはり継続していかないと市民の皆さん方が納得しないというように思いますので、北岸さんおっしゃったことにちょっと私の方から反論というところあれですけど、そういうことでひとつ、きちっと議事録に残していただきたい。

井浪 清委員長

残ると思います。

これ今聞いてみますと、同じびさいまつり一つとってみても、ここでむしろ賛成じゃなかった方と、是非と言われる方とみえるわけありますので、やはり省くという前提ではなく、とりあえず俎上に乗せて協議していただいたらどうですか。ここでこればかりやっていると、個々にやるとこれはもう前へ進まない話になりますので、一応載せていただいた上事務局案の方でということ。

吉田 弘委員

何十年先には考えられるけど、合併して5年や10年は、やはり前やったものをずっと継続しないと、市民の納得が得られないと思う。どんなことでもそうですわ。

井浪 清委員長

はい、わかりました。事務局。

伊神 正文事務局課長

やはり各市町合併した折に、それぞれ市町が持っている伝統文化が消滅してしまうと、こういうのは合併のいわゆるデメリットということで盛んに言われておることですので、そういったことだけは避けていきたいというふうに思っております。ただし、先ほど申しました整理合理化を図るものがないわけじゃありません。整理合理化をするものもあるということは、今後、またご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

上田委員さん。

上田 芳敬委員

すみません。また同じ話になって大変申しわけないんですけども、イメージとしてちょっとよくわからないので、逆に一宮市の方にお伺いしたいんですけども、例えば尾西で今やっているお祭りがありましたたり、木曽川町さんでやっているお祭りがありますよね。そういうものはやはり新しい市になった段階で、一地域の祭りということになってしまうことが出てくると思うんですけども、例えば一宮市さんの中で、萩原町とか浅井町とかございますよね。そういったところは、やはり祭りはやってみえると思うんですけども、やはりそれは一宮市、市として何らかの援助とか、そういったものはやはりやっているわけなんですか。やはりそういったイメージが湧いてこないと、じゃ、本当に合併したときに今まであったものがなくなってしまうという、やはりすごく心配感があるんですけども、やはりちゃんと残すんだよというか、残っているんだよというような話をいただければ、それはそれで少し安心するんじゃないかと思うんですけども。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

今、一宮市の例でご意見をいただきましたので、例えば萩原で、これは商工関係団体のチンドンまつりというのがございますし、それから浅井の方では石刀のちょうちん祭りというのがございます。これは文化的な事業、文化財的な事業と、それから商工関係事業と、ジャンルは違いますけれども、ずっと市として存続していこうという方針でございます。また、文化財として指定されているものについては、県からの補助金あるいは市からの補助金、そういったものが出されておまして、文化的であれ、それから商工関係事業であれ、できるだけその地域に芽生えたものは続けていこうという方針でやっております。

井浪 清委員長

ほかにご意見ございますか。

はい、五藤委員さん。

五藤 久佳委員

観光の話からちょっとそれでもよろしいでしょうか。

井浪 清委員長

はい。

五藤 久佳委員

1ページの企業立地促進事業の項目ですけれども、調整方針として、原則として一宮市の制度を適用するものとすると思いますが、一番右の各項目の調整方針というところで、合併時に一宮市の制度に合わせるといふふうにありますけれども、このままいきますと尾西市さんの雇用促進奨励金とか、こういう……

井浪 清委員長

これは一宮市だと思いますけれども。

五藤 久佳委員

そういうことですか。

井浪 清委員長

尾西市じゃない。

五藤 久佳委員

わかりました。

井浪 清委員長

いいですか。

五藤 久佳委員

結構です。

井浪 清委員長

ほかにございますか。

なければ時間も来てまいりますので、次の方へ入らせていただきますが、いいですか。

(「1つお願いします」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

はい、佐野委員さん。

佐野 豪男委員

すみません。今のこの企業立地促進事業のことですが、企業誘致とはまた別なんですか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

同じ意味合いでございます。

佐野 豪男委員

同じ意味、そうですか。そうすると、今の一宮市ではどのくらいの数の企業を誘致していますか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

先ほどご説明しましたように、この条例をもっての誘致件数は1件でございます。ただ、過去にさかのぼってどれだけというのはちょっと数字的につかみ切れなと思いますので、今この時点ではわかりません。わかりませんが、この促進事業、この条例を持つての成立件数は1件でございます。

佐野 豪男委員

もう少しいいですか。

井浪 清委員長

はい、どうぞ。

佐野 豪男委員

この前新聞で、ちょっと僕の勘違いかもしれませんが、全国の多数の企業にその誘致の何かお手紙か何かを出したと、そんなことを見ましたが、それは勘違いですか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

それについてはこれから出すようでございますけれども、この条例の概要を各企業に郵送させていただいて、こういった一宮には有利な制度がありますので、ぜひ一宮に来てくださいという案内を全国の企業に出すということでございます。

佐野 豪男委員

出したですか、出すのですか。

伊神 正文事務局課長

これから出します。

井浪 清委員長

いいですか。

佐野 豪男委員

はい。

井浪 清委員長

それではほかにご意見等ないようですので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思います。

続いて協議事項第2号の協定項目23-21、勤労者・消費者関連事業について議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

伊神 正文事務局課長

それでは10ページをお願いいたします。

協議経環第2号、勤労者・消費者関連事業について（協定項目第23 - 21号）。

勤労者、消費者関連事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

調整方針といたしまして、原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとするというような調整方針とさせていただきます。

別葉の協議附属資料23 - 21、勤労者・消費者関連事業、こちらの方をよろしく願い申し上げます。

はねていただきまして1ページでございます。

項目1の、中高年齢者雇用奨励金でございます。

これは一宮市と尾西市で行われている事業であります。一宮市と尾西市の大きな違いを申し上げますと、一宮が45歳から65歳の人を対象。尾西市が55歳から65歳の人を対象。一宮市は1人から雇用すれば奨励金が出る。尾西市は2人からということでございます。木曾川町についてはございません。結果、合併時に一宮市の制度に合わせるということでございますので、補助額も尾西市の4万円から6万円が適用されるということでございます。より有利な方向に調整されているということでございます。

2の障害者特別雇用奨励金でございます。これも一宮と尾西で行われている事業でありまして、この違いは、障害者の範疇が一宮市は身体障害者、知的障害者また精神障害者の方ということでございますけれども、尾西市においては精神障害者の方が入っておりません。身体障害者、知的障害者のみでございます。よって、障害者の補助額は一緒でございますけれども、これも合併時に一宮市の制度に合わせるということ、より有利な方向になるということでございます。

続きまして2ページでございます。

高齢者職業相談室、これは2市1町同じ手法。ただ、人数的に若干違ったり、時間が違っておりますけれども、ハローワークから人が来て相談を行うものでございます。高齢者の声を確保し、就業の機会を拡大することにより、高齢者の雇用の安定、福祉の増進を図るという目的で行われているものでございます。これは合併時、一宮市の制度に合わせるというふうになっておりますけれども、会場はそのまま2市1町、現状のまま行っていくといった調整となっております。

次に、4の勤労者福祉資金融資預託金でございます。

これはご覧のとおり一宮市のみで行われている事業でございます。勤労者に対する福祉金融の円滑化を図り、生活環境の改善向上を促進する運用資金として1,800万を東海労働金庫に無利子で預託して、東海労働金庫がこの1,800万を原資として貸しておるといったものでございます。

申しわけありません。この後ちょっと誤植がございまして、融資条件の4行目、「生活資金の改善に」となっておりますが、これは申しわけありません、「生活環境の改善」でございます。「生活環境の改善に必要な資金とする」ということでございます。限度額が100

万円。利率が書いてございませんが、2.43%でございます。2.43%で5年以内でお貸しするものとしております。これも制度を継続していくということでございますので、尾西、木曾川にも広げるということでございます。

次に、新就職者歓迎事業でございます。

これは一宮市、尾西市で行われております。ただ、開催の事業の形態は違います。一宮市が5月に行われますリバーサイドフェスティバルの中の1日を使って、ステージを使って行われるというものであります。尾西市はミュージカルと、三岸節子の美術館の入場券を配布するというものであります。

調整方針を見ていただけるとわかりますように、これは合併時に事業を廃止していきたいというふうに考えております。特に、一宮市の場合のこの5月5日のステージの事業については、新就職者と銘打ったものの、観覧される方は一般市民の方、近隣の住民の方でございます。この新就職者歓迎と冠するにはふさわしくないであろうということでございます。尾西市においてもこういったミュージカルの鑑賞券あるいは三岸節子の入場券を配布いたしておりますけれども、先ほど申しましたこの事業が本来行政がやるべき事業かどうかという観点から考えまして、この際廃止してまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、このリバーサイドの新就職者の歓迎事業といたしましては、毎回それなりのタレントを呼んでまいりまして人気があるものでありますので、リバーサイドの事業として内容を検討して、変更して実施してまいりたいということで、実施していく可能性があるというふうになっておりますので、開催されるかどうかはわかりませんが、とりあえず新就職者の歓迎事業としては廃止してまいりたいということでございます。

次に、6の消費生活講座事業でございます。

これについては内容のボリュームが若干違いますけれども、2市1町同じような事業を開催してございますので、合併時に一宮市の制度に合わせるという表記をさせていただきます。開催方法等、新市になって受講者が増加すれば見直しを図っていく必要があるというふうになっております。

続きまして、7の消費生活展でございます。

これも若干市町によって名称は違いますけれども、同じようなことが開催されております。これも新市におきまして、新しい事業として統合するということになっておりますが、消費生活展という趣旨は変えずに、2市1町でふさわしい形態でやっていきたいということでございます。

最後の5ページでございますが、西東京、さいたま、田原のこの勤労者、消費者関連事業の調整方針の書きぶりを掲載させていただきましたので、参考までにご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。

上田委員さん。

上田 芳敬委員

すみません、細かい質問なんですけど、6項目目の消費生活講座事業なんですけど、これは会場はやはり1つでやられるのか。それとも3番目の高齢者職業相談と一緒に、今の尾西市、木曽川町でもやられる予定なんですか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

この項目の調整方針を見ていただきますと、受講者が増加すると開催方法などの見直しは必要であるというふうにしただけ書いてございませぬけれども、これは実際に、今後も新市となっても開催していくものであります。会場等は今後、新市になって検討していくということになるかと思っております。ですから、新しい市になったものでありますから、私の立場で言うことではないかもしれませんが、例えば一宮市だけでやっていくというのは非常にまずい方法ではなからうかというふうに思っておりますので、10回開催されればそれぞれ3回ずつぐらい尾西、木曽川でも開催されるものであろうかと思っておりますが、そういったことがこれから検討されるということと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

井浪 清委員長

いいですか。

上田 芳敬委員

はい。

井浪 清委員長

ほかに質問とか、意見等ございますか。

はい、五藤委員さん。

五藤 和吾委員

消費生活展ですけれども、これは木曽川町というのは、人口が非常にご承知のように一番少ないまちなんですけれども、その割に結構事業費として計上しておるし、事実やっておるといふようなこともあるので、この点についてはいろいろ地域事情もよく観察してもらって、そして違いというのか、善処していただきたいというふうに私思うわけです。よろしく願いいたします。

ほかにはいろいろと制度上、木曽川町にはないものが結構あるようですけれども、これについていいことはどんどん進めてもらったら結構だと思います。負担については、これはやはりほかの小委員会で検討していただくということになるかと思っておりますが、その点ご理解願いたいと思います。

井浪 清委員長

事務局、いいですか。



伊神 正文事務局課長

今の五藤委員のご意見に沿った形で進めてまいりたいというふうに考えております。

井浪 清委員長

ということでございますので、いいですか。

五藤 和吾委員

はい、結構です。

井浪 清委員長

ほかに質問等ございますか。

はい、佐野委員さん。

佐野 豪男委員

5番の新就職者歓迎事業、リバーサイドのときのを廃止すると、こういう方向をお聞きしましたが、就職者の歓迎行事はすべてなしにしちゃうという意味ではないんですか。ほかの方法を考えてみえるんですか。

井浪 清委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

この新就職者の歓迎事業としては廃止してまいりたいと、こういうことでございます。

佐野 豪男委員

はい、わかりました。

井浪 清委員長

ほかに質問等ございますか。

いいですか。なければ進めさせていただきます。

ほかにご意見等もないようでございますので、この件も持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思っております。

続いて次第5、その他に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

森 輝義事務局長

それでは最後の11ページ、資料6をお開きください。その他につきましてご説明申し上げます。

今後の委員会の日程は、第1回合併協議会で確認されましたとおりの線で進めてまいりたいと存じます。場所については未記入でございますが、委員長さんの所属の町で開催したいと考えておりました。次回からの小委員会の開催は、木曽川町役場で開催したいと考えております。また、あらためて文書でご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、それぞれの小委員会の資料につきましては、今回同様、事前にお送りいたしますが、全体の協議会資料については、小委員会の結果をとりまとめ作成いたしますので、協議会及び小委員会の日程の関係上、事前配付はできかねます。その点ご理解の上、ご了承

いただきたいと思います。

その他につきましては、以上でございます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

その他に関してはいいですか。

それでは本日の会議はこれにて終了させていただきます。

長時間まことにありがとうございました。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時18分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年9月30日

会議録署名委員 井 浪 清 (自署)